

## 北はりま観光バスにおける運輸安全マネジメント(安全管理規定)

北はりま観光バスでは貸切バス事業を通じて「安全の確保と心のこもったサービスを提供することにより、地域の皆様から信頼される企業を目指します。」を経営理念とし、次の項目を中心に安全性向上に積極的に取り組んでまいります。

また、毎月1日を「安全の日」とし、お客様の大切な命をお預かりしているという重大な責務を再認識し、自ら安全意識を高める日としております。

### [令和5年度の運輸安全マネジメントに関する具体的な取り組み](#)

- [1. 輸送の安全に関する基本的な方針](#)
- [2. 輸送の安全に関する目標およびその達成状況](#)
- [3. 輸送の安全に関する組織体制及び事故、災害等に関する報告連絡体制](#)
- [4. 輸送の安全に関する重点施策](#)
- [5. 輸送の安全に関する計画（令和4年度）](#)
- [6. 輸送の安全に関する教育及び研修の計画](#)
- [7. 輸送の安全に関する内部監査計画](#)
- [8. 輸送の安全に関する予算および実績](#)
- [9. 安全統括管理者](#)
- [10. 北はりま観光バス安全管理規程](#)
- [11. 運輸安全マネジメント評価の結果について](#)

#### 1. 輸送の安全に関する基本的な方針

- (1) 社長は、輸送の安全の確保を最優先することがバス事業者の使命であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たします。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾け、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させます。
- (2) 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善(Plan. Do. Check. Act)を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、絶えず輸送の安全性の向上に努めてまいります。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表いたします。

■安全管理体制に係るPDCAサイクル



P l a n                      安全管理に係る計画の策定

D o                              計画の実施と運用

C h e c k                      内部監査等によるチェックの実施

A c t                              計画の適切な見直しと改善

2. 輸送の安全に関する目標およびその達成状況

<令和3年度の達成状況>

(1) 重大事故発生件数    0件

(2) 有責事故・物損発生件数    0件

<令和5年度の目標>

(1)重大事故発生件数    0件

(2)有責事故・物損発生件数    0件

(3)厳正な点呼の実施による乗務員の体調管理の強化

(4)乗務員マナーアップ運動の推進

## (5)安全運転につながるエコドライブの推進 燃費5%向上

※当社では、安全運転につながるエコドライブについて、全運転士に対して個別に指導を行い、早めのシフトアップやアイドリングストップ、走行速度を抑制することによって燃費を向上させるとともに、事故防止につながることを教習しています。

### 3. 輸送の安全に関する組織体制及び事故、災害等に関する報告連絡体制

運転士 ⇒ 運行管理者／安全統括管理者 ⇒ 社長 ⇒ 兵庫陸運部／近畿運輸局  
↓  
110番・119番通報

### 4. 輸送の安全に関する重点施策

- (1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守します。
- (2) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行います。
- (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正処置又は予防措置を講じます。
- (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有します。
- (5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施します。

### 5. 輸送の安全に関する計画（令和5年度）

- (1) 安全が最優先であることへの意識の徹底  
社内での教習や会議等で、安全が何よりも優先すること、それに関する法令を遵守することを説き、安全第一の風土作りに努めます。
- (2) 無事故表彰制度の導入
- (3) 施策の進捗状況のチェック  
安全マネジメント担当者は「輸送の安全に関する重点施策」の進捗状況を適宜チェックします。
- (4) 事故防止のための教育・研修と情報の共有化の徹底  
自動車事故を減少させるために、運行管理者及び運転者を対象とした、毎月1回の運行会議日に、各ドライバーから提出させたヒヤリハット情報を皆で共有し、対応を確認する。また、他社の事故情報についても、自社での対応を確認。
- (5) アルコールチェックの実施  
アルコール検知の測定数値が0.07ミッigram以上であった者をアルコール陽性反応者として取り扱う。陽性反応時の処分について就業規則にもあらかじめ明確に規定し、警告しておくことによる抑止効果を狙う。

(6) 車両の管理

定期点検整備はこれまでどおり漏れなく実施します。

(7) 事故防止体制の強化

安全マネジメント担当者、運行管理者、整備管理者、運転士が連携し、意見交換、情報交換を行うことによって、事故防止体制の強化を図ります。

**6. 輸送の安全に関する教育及び研修の計画**

(1) 運転士に対して教習を実施し、安全意識および運転技能の向上を図ります。

(2) 運行管理者、整備管理者に対して、定期的に外部機関での講習を受講させ、管理機能の強化を図ります。

(3) 運行管理者および運転士を対象として、独立行政法人自動車事故対策機構（N A S V A）による研修を受講します。

**7. 輸送の安全に関する内部監査**

(1) 実施日 令和5年3月31日

(2) 監査員 社長(安全マネジメント管理者)及び安全統括管理者

(3) 監査内容 ①運輸安全マネジメントの運営状況について  
②目標の達成度について

(4) 監査結果 安全統括管理者が「安全管理の取組状況チェックリスト」に基づき行った結果、是正措置の必要な項目はありませんでした。

**8. 輸送の安全に関する予算**

<令和4年度の予算> 社員に対する研修他 120万円

良質な乗務員確保の為の人件費5%上積

**9. 安全統括管理者**

藤井 麻理子

## 10. 北はりま観光バス安全管理規程

### 北はりま観光バス 安全管理規程

2013年12月16日

#### 目次

- 第一章 総則
- 第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等
- 第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制
- 第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

## 第一章 総則

### (目的)

第一条 この規程（以下「本規程」という。）は、道路運送法（以下「法」という。）第二十二條の二の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

### (適用範囲)

第二条 本規程は、当社の貸切バス事業に係る業務活動に適用する。

## 第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

### (輸送の安全に関する基本的な方針)

第三条 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

- 2 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan Do Check Act）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となつて業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

### (輸送の安全に関する重点施策)

第四条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- 一 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び

安全管理規程に定められた事項を遵守すること。

- 二 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
- 三 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
- 四 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
- 五 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施すること。

(輸送の安全に関する目標)

第五条 第三条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第六条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

### 第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

(社長等の責務)

第七条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

- 2 社長は、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
- 3 社長は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
- 4 社長は、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

第八条 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を適確に行う。

- 一 安全統括管理者
- 二 運行管理者
- 三 整備管理者
- 四 その他必要な責任者

- 2 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に本社に不在である場合や重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別に定める組織図による。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第九条 取締役のうち、旅客自動車運送事業規則第四十七条の五に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。

- 一 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
- 二 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
- 三 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第十条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- 一 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- 二 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- 三 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
- 四 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- 五 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、社長に報告すること。
- 六 社長に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
- 七 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- 八 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
- 九 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- 十 その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

#### 第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第十一条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第十二条 社長と現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に  
行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達さ  
れ、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した  
場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処  
策を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第十三条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報  
告連絡体制は別に定めるところによる。

- 2 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、社長に速やかに伝達され  
るように努める。
- 3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第  
一項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円  
滑に進むよう必要な指示等を行う。
- 4 自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号）に定める事故、災  
害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告  
又は届出を行う。

(輸送の安全に関する教育及び研修)

第十四条 第五条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材  
育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

(輸送の安全に関する内部監査)

第十五条 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責  
任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも一  
年に一回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。

また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り  
返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全  
に関する内部監査を実施する。

- 2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善す  
べき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、社長に報告するととも  
に、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要  
となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

(輸送の安全に関する業務の改善)

第十六条 安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査  
の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のた  
めに必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する



方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

- 2 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

(情報の公開)

第十七条 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第二条に規定する事故に関する統計、安全管理規程、輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置、輸送の安全に係る情報の伝達体制及びその他の組織体制、輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況、輸送の安全に関する内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置、安全統括管理者に係る情報について、毎事業度の経過後百日以内に外部に対し公表する。

- 2 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

第十八条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。

- 2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、社長に報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。
- 3 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録及び保存の方法は別に定める。

## 1 1. 運輸安全マネジメント評価の結果について

### 運輸安全マネジメント評価の結果について

令和元年7月25日、国土交通省による「第1回運輸安全マネジメント評価」が実施されました。

総評として、弊社が経営トップ以下社員が一丸となって、安全の確保に取り組んでおり、以下に掲げる項目について、評価がなされました。

#### 1. 評価された取り組み

- ① 経営トップは、運転者と積極的に会話する機会を設け、現場で起きている課題を把握し対応するなど、安全確保のために主体的に関与し、リーダーシップを発揮されていること。
- ② 安全統括管理者は、安全意識の浸透を図る事が使命と認識し、月に一度のミーティングの場において、運転者に安全最優先の重要性について周知するなど、安全確保に向けてその責務を遂行されていること。
- ③ 輸送の安全に関する基本的な考え方(安全第一、法令遵守等)を盛り込んだ安全方針を作成し、事業者内部に周知徹底され、必要に応じて見直されていること。
- ④ 安全目標を達成するための具体的な取組計画を作成され、目標達成に向けて取り組まれていること。

⑤ 自己チェックリストを活用し、安全目標の達成状況や安全管理の取組状況を年1回以上定期的に点検して、次年度の安全目標や取組計画に反映するなど見直し・改善が行われていること。

## 2. 更なる期待を望む取り組み

① ヒヤリ・ハット情報の収集について、より多く収集し、記録として残し、分析し、その結果をミーティングで周知し、さらなる事故の未然防止に活用すること。

以 上

### 最後に・・・

輸送の安全に関する意識を高めることで事故を減らし、また目標を達成することにより、「お客様」「従業員」「バス事業者」の三者が利益を得ることができます。

弊社の経営の基本姿勢として「安全第一、経営第二」というお客様には見え難くても「安全の確保」というバス事業者として最も大切な部分に重点を置き、長い年月をかけて地域の皆様に信頼していただける企業になりたいと考えています。